

・・・一般名処方について・・・

当院では、後発医薬品※¹の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しております。後発医薬品のある医薬品について特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

◆ 一般名処方とは、お薬の「商品名」ではなく「有効成分」を処方せんに記載することです。

そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。同じ有効成分で薬価が低いお薬を調剤することが可能となるため、医療費の軽減につながります。

◇一般名処方加算 ・・・ 一般名で処方箋を交付した際に算定しています

※¹「後発医薬品」とは、先に開発・販売されてきた「先発医薬品（新薬）」に対し、先発医薬品の特許が切れたあとで

製造された医薬品（同じ有効成分・効能・品質・安全性が同等なお薬）のことです。新薬に比べ開発費等が少ない

ため低価格で提供できるお薬です。一般的にジェネリック医薬品とも呼ばれています。